



# 広島県報

定期  
第27号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

広島県立せら県民公園管理運営規則 (県法規登載)	一
高圧ガス保安法の規定による指定保安検査機関の指定 (保安室)	二
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の 構造等変更許可申請の概要 (環境対策室)	二
保育士登録の手数料徴収事務の委託 (こども家庭支援室)	四
介護保険法の規定による指定情報公表センターの指定 (介護保険指導室)	四
広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委 託に関する規約 (漁港漁場整備室)	四
建設業法の規定による建設業者の許可の取消処分 (建設産業室)	五
道路の区域変更 (道路河川管理室)	五
道路の供用開始 (一件) (〃)	五
土地区画整理事業に伴う字の区域の廃止及び設定 (都市整備室)	五
公の施設の指定管理者の指定 (二件) (港湾管理室)	七
特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室)	八
特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (〃)	八
開発行為に関する工事の完了 (建築指導室)	八
土地改良区の役員の内任 (芸北地域事務所)	九
土地改良区の役員の内任及び退任 (備北地域事務所)	九
選挙管理委員会告示 (不在者投票のできる施設の内容の変更)	九

## 正誤

平成十八年三月三十日付け広島県報 (定期) 第二十四号  
中広島県公告の訂正 ..... (土地改良室) ..... 一〇

## 公布された規則のあらまし

広島県立せら県民公園管理運営規則 (規則第四十五号) (都市総務室)

### 一 制定の要旨

世羅郡世羅町に新たに設置する広島県立せら県民公園の管理運営に関する所要の事項について定めた。

### 二 施行期日

広島県都市公園条例の一部を改正する条例 (平成十七年広島県条例第六十号) の施行の日

## 規則

広島県立せら県民公園管理運営規則をここに公布する。

平成十八年四月十日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第四十五号

広島県立せら県民公園管理運営規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、広島県立せら県民公園 (以下「せら県民公園」という。) の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開園日等の周知)

第二条 指定管理者は、広島県都市公園条例 (昭和五十五年広島県条例第二十九号) 第十三条第二項の規定により、せら県民公園の開園日又は利用時間を臨時に変更する場合は、あらかじめ、その旨をせら県民公園に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

### (委任規定)

第三条 この規則に定めるもののほか、せら県民公園の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、広島県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十号)の施行の日から施行する。

告示

広島県告示第四百五十八号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条第一項第一号の規定によって、次の者を指定した。

平成十八年四月十日

広島県知事 藤田雄山

氏名又は名称	所在地	指定の区分	指定の期間
ニッキ株式会社	呉市広多賀谷三丁目四番一一号	一 液化石油ガス保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十二号)第七十八条第四項に規定する特定施設の保安検査を行う者 二 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十三号)第八十条第四項に規定する特定施設の保安検査(特殊高圧ガスに係るものを除く)を行う者	平成一八年四月一日から平成二三年三月三一日まで

広島県告示第四百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の申請があったので、同条第三項において準用する第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年四月十日

広島県知事 藤田雄山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市中央区南本町一、六、七 帝人株式会社 取締役社長 長島 徹
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市円一町一、一、一 帝人株式会社 三原事業所

二 申請の内容

汚水の量及び水量の見直しにより、七四 特定事業場から排出される水の処理施設及び一 号排水口の水量及び水質を変更する。

また、雨水排水口一〇号から一八号を新設する。

1 特定施設の種類能力及び使用の方法(その一)

種	七四 特定事業場から排出される水の処理施設 (一〇〇 曝気槽)
---	------------------------------------

(注) 変更については、「2 汚水等の処理の方法」に同じ。

(その二)

種	七四 特定事業場から排出される水の処理施設 (A二 沈殿池)
---	-----------------------------------

(注) 変更については、「2 汚水等の処理の方法」に同じ。

(その三)

種	七四 特定事業場から排出される水の処理施設 (A一 沈殿池)
---	-----------------------------------

(注) 変更については、「2 汚水等の処理の方法」に同じ。

2 汚水等の処理の方法

(その一) 一〇〇曝気槽

使用の方法		項	目	変更		変更	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	処理前汚水等の汚染状態			通常	最大	通常	最大
	化学的酸素要求量 (単位・ミリグラムにつきピコグラム)						
九〇六〇	ダイオキシン類 (単位・ミリグラムにつきピコグラム)	一九	二四	一九	二三		
		九〇六〇	二一、四四六	九〇六〇	二一、四四六		
九〇三六	〇・〇四	一九	一九	一九	一九		
		二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八		
九〇三六	〇・〇四	一九	一九	一九	一九		
		二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八		

注 ダイオキシン類は、二・三・七・八・四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性への換算

(その二) A二沈殿池

使用の方法		項	目	変更		変更	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	処理前汚水等の汚染状態			通常	最大	通常	最大
	ダイオキシン類 (単位・ミリグラムにつきピコグラム)						
九〇六〇	ダイオキシン類 (単位・ミリグラムにつきピコグラム)	一九	二四	一九	二三		
		九〇六〇	二一、四四六	九〇六〇	二一、四四六		
九〇三六	〇・〇四	一九	一九	一九	一九		
		二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八		
九〇三六	〇・〇四	一九	一九	一九	一九		
		二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八		

注 ダイオキシン類は、二・三・七・八・四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性への換算

(その三) A一沈殿池

使用の方法		項	目	変更		変更	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	処理前汚水等の汚染状態			通常	最大	通常	最大
	ダイオキシン類 (単位・ミリグラムにつきピコグラム)						
九〇六〇	ダイオキシン類 (単位・ミリグラムにつきピコグラム)	一九	二四	一九	二三		
		九〇六〇	二一、四四六	九〇六〇	二一、四四六		
九〇三六	〇・〇四	一九	一九	一九	一九		
		二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八		
九〇三六	〇・〇四	一九	一九	一九	一九		
		二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八	二一、三九八		

注 ダイオキシン類は、二・三・七・八・四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性への換算

3 排水水の汚染状態(その一)

排水口名	項目	変更前後		
		通常	最大	通常
1 号	ダイオキシン類	九、〇六〇	一一、四四六	九、〇三六
	単位・リットルにつきピコグラム			一一、三三八
	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)			

注 ダイオキシン類は、二・三・七・八・四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性への換算(その一)

雨水排水口一〇号から一八号を新設する。

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年四月十日から  
平成十八年五月一日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び三原市環境部環境管理課

広島県告示第四百六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定によって、保育士登録の手数料徴収事務を次のとおり委託した。  
平成十八年四月十日

一 委託を受けた者

1 名称

社会福祉法人日本保育協会

2 住所

東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号

二 委託した年月日(委託期間)

平成十八年四月一日(平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで)

広島県告示第四百六十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百五十五条の三十六第一項の規定によって、指定情報公表センターとして次の者を指定した。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定情報公表センターの名称及び住所並びに情報公表事務を行う事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人広島県社会福祉協議会

2 住所

広島市南区比治山本町十二番二号

3 情報公表事務を行う事務所の所在地

広島市南区比治山本町十二番二号

二 指定年月日

平成十八年四月十日

三 指定の有効期間

平成十八年四月十日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第四百六十二号

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約(昭和四十三年十二月一日施行)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第一号二を削り、同条第二号中「県」を「甲」に改め、同号ただし書中「管理条例第十五条第二項第二号に規定する施設の維持修繕に関する事務及び」を削り、同条に次の号を加える。

三 地御前漁港艇置施設及び地御前漁港簡易艇置施設(以下「艇置施設」という。)に係る使用者の募集、関係機関との調整その他運営上必要なものとして甲及び乙が協議して定める事務

第二条第一項中「地御前漁港艇置施設及び地御前漁港簡易艇置施設」を「艇置施設」に改める。

第六条中「および」を「及び」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、艇置施設に係る剰余金の使用については、甲及び乙が協議して定める。

第七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「および」を「及び」に改め、同条第二項中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

3 乙は、前項に規定する委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出のうち、艇置施設に

係るものについては、他の委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出と分別して経理するものとする。

広島県告示第四百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第五号の規定によって、次のとおり建設業者の許可の取消処分を行った。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十八年三月三十一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

共栄コーポレーション株式会社

福山市千田町大字敷路二五四番地の五

代表取締役 平田 由美

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般 一七）第三二八三九号

四 処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成十七年八月十六日に本県に行った建設業の許可申請に関して、専任技術者が実際には常勤しておらず、建設業法第七条第二号に規定する許可の基準に適合していないにもかかわらず、その事実を隠し、平成十七年十月二十四日に許可を取得した。

広島県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年四月二十四日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道

路線名 音戸倉橋線

道路の区域

区 間	新旧別		延長 メートル	備考
	新	旧		
呉市倉橋町字赤崎二〇〇六番一地从先から 呉市倉橋町字小島二〇四二番四地先まで	六一・〇〇	一八・〇〇	九一五・〇〇	拡幅

広島県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年四月二十四日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道梶田三良坂線	三次市吉舎町安田字石井手二四五番五地先から 三次市吉舎町安田字右井手二七四番三地从先まで	平成十八年四月一日

広島県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年四月二十四日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道音戸倉橋線	呉市倉橋町字赤崎二〇〇六番一地从先から 呉市倉橋町字小島二〇四二番四地先まで	平成十八年四月一日

広島県告示第四百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、福山市の次の表の上欄に掲げる字の区域を廃止し、同欄に掲げる区域をもって同表下欄に掲げる字





広島県告示第四百六十九号

広島観音マリーナの管理を行う指定管理者について、次のとおり変更の届出があった。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社ひろしま港湾管理センター

代表取締役 松 田 康 憲

広島市南区宇品海岸一丁目二三番一三三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者の氏名

2 変更内容

廣 津 忠 雄	変 更 前	松 田 康 憲	変 更 後
---------	-------	---------	-------

三 変更年月日

平成十八年三月二十一日

# 公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり

特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アクティブペースくれ	代表者の氏名 大 年 健 二	主たる事務所の所在地 広島県呉市本通二丁目一番一五号	定款に記載された目的 この法人は、経済・社会・文化事業により呉市及びその周辺地域の活性化を図る事業に對し資金援助することにより、地域社会の振興・活性化を図ることを目的とする。	申請年月日 平成一八年三月二十八日
-------------------------------------	-------------------	-------------------------------	--	----------------------

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人州都広島を実現する会	代表者の氏名 碓 井 法 明	主たる事務所の所在地 広島県広島市東区牛田本町五丁目一番二号	定款に記載された目的 この法人は、地方分権を推進し、地方自治を確立するため、道州制への早期移行の必要性を地域住民や広く関係各界へ普及するとともに、州都広島の実現にむけた活動を通して、住民の誇りとなる特徴を持ち、魅力ある都市を築くこととする。	定款変更の内容 ・特定非営利活動の追加 ・特定非営利活動の追加	申請年月日 平成一八年三月二十九日
-------------------------------------	-------------------	-----------------------------------	---	---------------------------------------	----------------------

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。  
平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市高須町字西新涯一ノ丁四八九六番一、四八九六番二の一部、四八九六番五、四八九七番一、四八九七番五及び四八九六番五地先水路、四八九七番五地先道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区本川町二丁目六番三三号  
株式会社 ハウジングネットワン

代表取締役 岸 允 昭

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市八本松飯田五丁目一六八番二、一六八番三、一六八番一三の一部  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市八本松町正力四四番地二二三

三宅 学



広島市安芸区中野二丁目五八番一五号  
弓井 義彰

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市上平良字郡塚一三〇九番一、一三二〇番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

廿日市市上平良一三二二番地

宮田 博文

山県郡大朝土地改良区から次の役員が就任した旨の届出があった。

平成十八年四月十日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

(就任役員)

職名 氏 名

理事 野 村 常 雄

住 所

山県郡北広島町大朝三二九八・一

比婆郡東城町森田黒土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年四月十日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

(就任役員)

職名 氏 名

理事 岡 村 信 吉

住 所

庄原市東城町田黒二四九・二  
森二六九七

石 田 正 木

高 柴 正 樹

佐 藤 和 義

荒 川 潔

酒 井 宥

高 柴 順 紀

松 崎 守 登

森 田 一 生

高 崎 順

佐 藤 義 夫

住 田 博 幸

伊 藤 弘 三

(退任役員)  
職名 藤 井 光 穂

理事 田 邊 名

住 所

庄原市東城町田黒七七〇

岡 村 信 吉

石 田 正 木

高 柴 正 樹

佐 藤 和 義

荒 川 潔

酒 井 宥

高 柴 順 紀

松 崎 守 登

川 上 鶴 群

藤 原 惠 治

伊 藤 弘 三

磯 川 和 夫

小 林 一 昭

内 藤 嚴 夫

定 木 弘

森 田 一 生

住 田 博 幸

磯 川 司

一〇一〇・一

二四九・二

森二六九七

三三七八

二〇七五

二五九九

七三一・二

二九二二

六九九

三〇九三

二九五六・一

一六七六

一八九・八

一一四九

二三七五

保田六三・一

田黒一一八五

森八八七・二

二〇一一・二

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十八年四月十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

二九	ページ	下	七	段	行	広島市	誤	大竹市	正
----	-----	---	---	---	---	-----	---	-----	---

平成十八年三月三十日付け広島県報(定期)第二十四号に記載の広島県公告(換地処分(市町村))の一部を次のように訂正する。  
農林水産部農林整備局土地改良室長

正  
誤

指定 生 者 更 生 設 施	老人 ホ ー ム	老人 ホ ー ム	老人 ホ ー ム	病 院	病 院	種 類	指 定 名 称	施 設 所 在 地	変 更 事 項	変 更 後
社会福祉法人備後福祉会 身体障害者療護施設 神辺ホーム	ケアハウス サンサンホ ム	特別養護老人ホーム サ ンサンホーム	特別養護老人ホーム 静 方園	亀川病院	医療法人社団翠仁会 三 上病院	病院	三上病院	深安郡神辺町大字東中条 一六番地の九	所在地	福山市神辺町大字東中条 一六番地の九
深安郡神辺町字西中条一 二八八番地	深安郡神辺町大字東中条 字大倉六一〇番地の一六	深安郡神辺町大字東中条 字大倉六一〇番地の一六	深安郡神辺町字湯野三〇 番地の九	深安郡神辺町字下御領六 八一番地	深安郡神辺町大字川南五 四七番地の三	病院	三上病院	深安郡神辺町大字川南五 四七番地の三	所在地	福山市神辺町大字川南五 四七番地の三
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	病院	三上病院	深安郡神辺町大字川南五 四七番地の三	所在地	福山市神辺町大字川南五 四七番地の三
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	病院	三上病院	深安郡神辺町大字川南五 四七番地の三	所在地	福山市神辺町大字川南五 四七番地の三